環境税の骨子

公明党環境部会案

	T
趣旨	・企業、家庭等全ての主体に対して、二酸化炭素(CO ₂)排出量に応じた公平な地球温暖化対策への参加を求める。 ・温暖化対策に税収の全額を充てる。
課税対象	全ての化石燃料と電気
課税段階	精製所からの蔵出し段階: ガソリン、軽油、灯油、LPG 最終消費段階: 石炭、重油、天然ガス、都市ガス、電気、ジェット燃料 二酸化炭素(CO ₂)排出者が負担する仕組みとなるよう、課税段階は原則、最終消費段階とする。 税の負担感を実感してもらうため、レシートに税額を表示する仕組みを検討する。
税率	3,000円/炭素トン ・電気 0.31円/kwh(全国平均)、ガソリン1.9円/リットル 等 (平均的家計の負担: 約3,700円(月額約310円)) なお、電気については、原子力・水力・火力等、発電の構成の違いにより、 税率を調整する。
税収額	6,700億円

軽減措置	国際競争力の確保、産業構造の激変緩和 ・ 鉄鋼等製造用の石炭、コークス、農林漁業用A重油等は、免税。
	低所得者、中小企業等への配慮 ・電気、都市ガスについて、免税点等を設定。 ・中小企業に配慮し、小口事業所において消費する石炭、重油、天然ガスは、非課税とする。 ・低所得者等に配慮し、灯油及びLPGについて軽減。(税率1/2) 二重課税の回避 発電用石炭等の免税
使途	税収の全額を地球温暖化対策の財源とする。 (森林対策等、地方公共団体における地球温暖化対策として、税収の一部を譲与) 削減量を確実なものとするため、使途による削減量について毎年検証する仕組みを検討する。
実施時期	平成18年1月 5年後を目途に効果を検証し、税率・税収の使途等について見直しを行う。
効果	CO2削減量 6,500万トン(基準年比約5%)